

## 足立区オープンデータ推進に関する方針（案）

令和2年2月28日  
政策経営部長決定

足立区オープンデータ推進に関する方針（以下「本方針」という。）は、足立区（以下「区」という。）が保有する公共データは区民共有の財産であるという認識のもと、区民生活の向上や経済活動の活性化等を目的として、公共データの公開と利活用を進める「オープンデータ」の取組みの推進に向けた基本的な考え方を示すものである。

### 第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

#### 1 オープンデータ推進の意義

##### （1）行政の透明性・信頼性の向上

区が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

##### （2）区民参加・区民協働による地域課題の解決

オープンデータを通じて、区民や民間団体等と公共データを共有することで、区の地域課題を区民や民間団体等と協働して解決を図る。

##### （3）経済の活性化

区内で活動する企業や民間団体等が、公共データの加工や分析等を行い、経済活動の様々な場面で利活用することで、観光、防災、医療をはじめとする各分野において、新たなサービスの創出やビジネスの効率化が期待されるなど、経済の活性化に寄与する。

#### 2 基本方針

（1）区が保有する公共データを積極的に公開する。

（2）機械判読に適したデータ形式で公開する。

（3）商業利用も含め、二次利用可能なライセンスで公開する。

（4）新たな公共データを保有するに至った場合は、費用対効果に十分配慮し、速やかにオープンデータ化に着手する。

#### 3 推進体制

オープンデータに関する取組みは、広報室報道広報課のもと全庁的な体制によって推進する。

#### 4 本方針の改訂

本方針の内容は、国における検討、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて改訂していくものとする。

### 第2部 オープンデータ推進に関する具体的な取組み

#### 1 対象データ等

##### (1) オープンデータの対象となる公共データ

区ホームページ等(※1)で公開している公共データについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、次に掲げるものは対象から除く。

ア 足立区情報公開条例で定める非開示情報にあたるもの

イ 合理的な理由によりオープンデータ化が認められないもの

##### (2) オープンデータ化の拡大

区ホームページ等で公開していないが、公開可能な公共データのうち、次に掲げるものについては、必要性及び費用対効果を考慮しながら、オープンデータ化を検討する。

ア 利用ニーズの高いもの

イ 機械判読に適したデータ形式で保有しているもの

ウ 継続的に公開可能なもの

なお、政策的にオープンデータ化を推進する必要がある公共データについては、重点的にオープンデータ化するものとして別途定める。

#### 2 公共データのオープンデータ化に関するルール

##### (1) 機械判読に適したデータ形式

オープンデータ化するデータについては、できる限り特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式とするよう努める。

具体的には、次の表に示す段階のうち、より高い段階で公開することが望ましい。

	段階	データ形式(例)	データ形式の特徴
低 ↓ 高	1段階	PDF, JPG	人が理解するためのデータ形式であり、利用者がデータを編集することが困難である。
	2段階	xls, doc	データの編集は可能であるが、特定のアプリケーションに依存する形式である。
	3段階	XML, CSV	特定のアプリケーションに依存せず、データの編集が可能な形式である。

(2) 二次利用可能なライセンスについて

情報の二次利用については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（※2）を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

原則として、営利目的も含めた二次利用を認めるもの（クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおけるCC BY（※3））とし、二次利用を一部制限する（CC BY 以外を利用する）場合には、その理由を併せて表示する。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(3) 二次利用のために必要な情報及び免責事項について

情報の時点や作成日、データ形式など二次利用のために必要な情報をできる限り提供し、注意事項、前提となる条件等について表示する。

また、オープンデータの二次利用により被った損害については、区はその責を負わないことを明示する。

(4) 費用対効果について

上記（1）～（3）を原則とするが、オープンデータ化にあたってはデータの整備等に係る費用とその効果を十分に考慮し、効率的に取組みを進める。

(5) その他

公共データの作成にあたっては、業務を外部委託する場合において、資料等の成果物は機械判読に適したデータ形式（CSV 等）でも納品させるなど、オープンデータ化を見すえた取組みを進める。

### 3 利活用促進のための取組み

(1) 利用者ニーズに応じたデータ公開

区民、企業、NPO等の利用者ニーズの把握に努めるとともに、オープンデータ化の要望があった場合には、その趣旨、内容等を検討した上で、各部局において積極的にオープンデータ化するよう努める。

(2) 地域課題を解決する取組みの推進

区民、企業、NPO等が行うオープンデータを利活用した地域課題の解決に向けた取組みについては、その趣旨、内容等を検討した上で、各部局が連携して積極的に支援する。

(3) 利活用に関する調査・研究

オープンデータの利活用、利用拡大の在り方などについて、調査及び研究を行う。

## 《参考》

### ※1 ホームページ等

公式ホームページに加え、区が運営するウェブサイトや、区が利用しているソーシャルネットワーキングサービスなど、インターネットを通じて区民に情報提供しているもの全般を含む。

### ※2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの1 つで、国際的に利用されている。

### ※3 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの1 つで、原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。

## 足立区オープンデータ利用規約（案）

令和2年2月28日  
政策経営部長決定

足立区オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、足立区が公開しているオープンデータ（以下「データ」という。）の利用に関する規約です。

データの利用の際には、本規約及び足立区オープンデータ推進に関する方針に従っていただくようお願いいたします。

なお、本規約は、足立区公式ホームページ掲載の全ての情報に該当するものではありません。

### 1 利用に当たって

データの利用をもって本規約の内容を承諾したものとみなします。

データは、別の利用ルールが適用されるデータを除き、どなたでも本規約に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。

本規約の内容は、予告なしに変更することがありますので、データの利用に際しては、足立区公式ホームページで利用規約の最新の内容を確認してください。

### 2 知的財産権の取扱い

データの利用者は、以下の事項について理解した上で、第三者の知的財産権を尊重するものとし、情報等の取扱いについては慎重な配慮を行うようにしてください。

データの著作権は、特段の定めがあるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 のもとでライセンスされています。

データの利用に当たっては、以下を参照してください（【 】内の部分は利用者において記載してください。）。

(1) ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用されるときは、以下のクレジットを記載してください。

（記載例）

【ライセンスされている著作物のタイトル】、足立区・【その他の著作権者】、  
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

(2) ライセンスされている著作物を改変して利用されるときは、上記クレジットとは別に編集・加工等を行ったことを記載してください。また、編集・加工をした情報をあたかも足立区が作成したかのような態様で公表し、利用することを禁止します。

(編集・加工等をして利用する場合の記載例)

この【作品・アプリ・データベース等】は、以下の著作物を改変して利用しています。【ライセンスされる著作物のタイトル】、足立区・【その他の著作権者】、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際」の文字部分などにハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。

### 3 他のサイトの利用規約との関係について

データが、他のサイトにおいても公開される場合において、他のサイトの利用規約（法令に定める利用条件とは別に、当該サイトにおいて独自に設けられた利用条件をいいます。）と本規約が異なるときは、本規約が優先するものとします。

### 4 根拠法と合意管轄について

本規約は、日本国法に基づいて解釈し、又は適用されるものとします。本規約によるデータの利用及び本規約に関する紛争について、司法的判断を求める場合には、日本国東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

### 5 禁止している利用について

データに関し、以下のように利用することは禁止します。

- (1) 法令、条例又は公序良俗に反する利用
- (2) 国家・国民の安全に脅威を与える利用

### 6 無保証、免責事項及び足立区への弁償について

足立区では、提供するデータについて様々な注意を払っていますが、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性等については、いかなる保証を行うものではありません。

提供するデータは、あくまでも掲載時点におけるものであり、事前に予告することなく変更、移転、削除等が行われることがあります。

データを利用したことにより損害が生じても、足立区は一切の責任を負いません。また、利用者の本規約違反若しくは利用者による第三者の権利侵害に起因し、又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の責任と利用者の費用負担で解決するものとし、足立区は一切の責任を負いません。

上記の苦情や請求への対応に関連して足立区に費用が発生した場合(賠償金の支払を含む。)、利用者は当該費用を弁償するものとします。

## 7 リンクについて

足立区公式ホームページへのリンクは、原則として自由です。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合には、この限りではありません。リンク元サイトのコンテンツが公序良俗に反するものや、法令等に違反し、又は違反するおそれがある内容を含むものと認められる場合には、リンクはお断りします。

なお、リンクの設定をされる際は、以下のことを守ってください。

- (1) 足立区公式ホームページへのリンクである旨を明示すること(許可や連絡は必要ありません)。
- (2) 足立区公式ホームページが他のホームページ内にフレーム等を使って表示されるような設定はしないこと。

## 8 その他

本規約に違反するような行為等を発見された場合は、電子メールにより、以下のアドレスまでご連絡ください。

kouhou@city.adachi.tokyo.jp

## 足立区公式 SNS 運用方針（案）

令和2年2月28日  
政策経営部長決定

本方針は、足立区公式 SNS アカウントの運用に関して、基本的な考え方を示すものである。

### 1 目的

足立区（以下「区」という。）は、災害関連情報、事業・サービス情報、イベント情報等、より一層の情報発信の充実を目的として、次項の SNS アカウントを取得し、情報発信を行う。

### 2 足立区公式 SNS アカウント

#### (1) Twitter

アカウント名：足立区役所 (@adachi\_city)

URL：[https://twitter.com/adachi\\_city/](https://twitter.com/adachi_city/)

#### (2) Facebook

ア アカウント名：足立区役所公式 Facebook

URL：<https://www.facebook.com/adachi.city>

イ アカウント名：英語版足立区役所 Facebook "Adachi City Tokyo"

URL：<https://www.facebook.com/adachi.event>

### 3 基本方針

(1) 区は、現在起こっていることを共有するため、次のとおり足立区公式 SNS を活用する。

ア 必要な人に、必要な情報を、タイムリーに発信する。

イ 利用者の興味や関心を惹く、分かりやすい情報を発信する。

ウ 信頼性が高く、利用者が共有しやすい情報を発信する。

(2) 足立区公式 SNS は、主に足立区の情報発信を行うものとし、コメントや質問については、原則として返信を行わない。

区に対するの意見・質問は、以下において受け付ける。

【お問い合わせコールあだち (<http://www.adachi-faq.jp/call/>)】



#### 4 運用方法

足立区公式 SNS は、全ての所管課にて情報発信を行う。

##### (1) 発信情報

足立区公式 SNS では主に次の情報を発信する。

- ア 災害や重大事件などの緊急情報
- イ 地震や気象に関する情報
- ウ 足立区公式ホームページに掲載した情報（重要なお知らせ、トピックス等）
- エ 区の事業やサービスに関する情報
- オ イベントや講座に関する情報
- カ その他、区民に周知が必要な情報

##### (2) 緊急時等における例外

速やかに信頼できる緊急情報を伝える手段として、国や東京都、政府機関、他の地方公共団体、外国の政府機関等が発信する情報を必要に応じてフォロー及びリツイート等を行う。

#### 5 免責事項

- (1) 足立区公式 SNS の掲載情報の正確性については、万全を期すものであるが、利用者が足立区公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について、区は何ら責任を負うものではない。
- (2) 利用者により投稿された足立区公式 SNS に対する「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等については、区は一切責任を負うものではない。
- (3) 足立区公式 SNS に関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、区は一切責任を負わない。
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって利用者は区に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ足立区に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

#### 6 利用者による書き込みの削除等

- (1) 次の各項に該当する場合、予告なくコメント等の投稿を削除、またはアカウントのブロック等を行う場合がある。
  - ア 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
  - イ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
  - イ 政治、宗教活動を目的とするもの

ウ 著作権、商標権、肖像権など足立区または第三者の知的所有権を侵害するもの

エ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

オ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

カ 公の秩序または善良の風俗に反するもの

キ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの

ク 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの

ケ 他のユーザー、第三者等になりすますもの

コ 有害なプログラム等

サ わいせつな表現などを含む不適切なもの

シ 区の発信する内容の一部または全部を改変するもの

ス 区の発信する内容に関係ないもの

(2) 上記以外にも正当な権限を有する者から権利を侵害する等の指摘・意見表明があった場合、および当区が必要と判断した場合はコメント等の投稿を削除する。

## 6 著作権について

足立区公式 SNS の内容（テキストメッセージ、写真、イラストを含む）について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することは認めない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示することとする。

## 7 運用方針の周知・変更等

本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。